

土地家屋調査士

やまがた

測

夏号

第190号

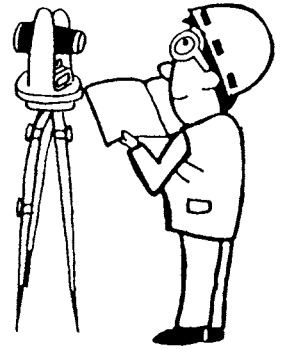
2016.7



山形県土地家屋調査士会

URL <http://www.chosashi-yamagata.or.jp>

とちかおくちょうさし 土地家屋調査士とは？

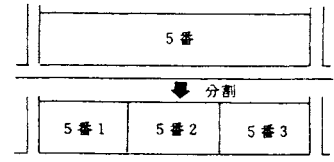
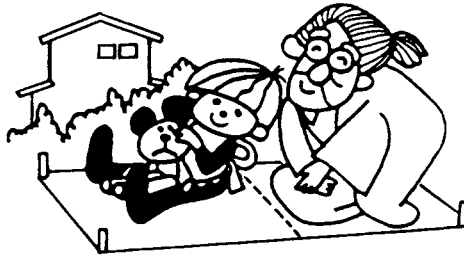


土地・建物を調査・測量して表示登記の申請手続をあなたに代って行います。

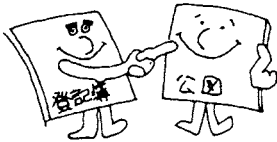
相続や贈与・売買などで分割または合併するときは

土地分筆・合筆登記

1筆の土地を2筆以上に分けるときは“分筆登記”が必要です。
2筆以上の土地を1筆にするときは“合筆登記”が必要です。
正確を期するため、調査士に依頼しましょう。



土地地積更正登記
地図訂正申し出



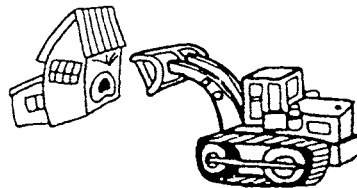
- 土地登記簿に記載してある面積と実際の面積が違うとき（地積更正登記）または、法務局の地図と現地が違うとき（地図訂正申し出）
- 登記簿謄本または登記事項証明書
公図が必要なとき
- 相談業務も行っています。事務所にお尋ね下さい。

建物を新築したときは

建物を建てたときは1ヵ月以内に“表題登記”の申請をしなければなりません。新築の表示登記をしないと、保存登記もできません。（従前の建物を取りこわしたときは滅失登記をしましょう。）



建物表題登記
建物滅失登記



●●●●●●●●●● 不動産表示登記は土地家屋調査士の業務 ●●●●●●●●●●

土地	関係
登記の名称	摘要
土地表題登記	道路、水路等、公有地の 払下げを受けたとき
土地分筆登記	一筆の土地を二筆以上に 分けるとき
土地合筆登記	二筆以上の土地を一筆に まとめるとき
土地地目変更登記	田、畑等を宅地などにし たとき
土地地積更正登記	登記簿の面積と、実測面 積が異なるとき

建物	関係
登記の名称	摘要
建物表題登記	建物を新築したとき 建売住宅等を買ったとき
建物表示変更登記	建物を増築したり、一部 を取毀したとき
建物滅失登記	建物を全部取毀したり 建物が焼失等のとき
区分建物表題登記	マンション等を新築また は買ったとき
建物分割・合併登記	二棟以上の建物を一棟に したり、分けたりするとき

◎詳しいことはお近くの土地家屋調査士事務所にご相談下さい。

◎職業別電話帳に土地家屋調査士欄がありますのでご利用下さい。

とちかおくちょうさし 山形県土地家屋調査士会

〒990-0041 山形市緑町1-4-35
☎023(632)0842 FAX(632)0841

・ 目 次 ・

★第67回定時総会会長挨拶	会長 山川 一則	4
★挨拶	山形地方法務局長 大橋 光典	5
★祝 辞	日本土地家屋調査士会連合会会長 林 千年	6
★第67回定時総会概要・政治連盟第16回定時大会概要		8
★受賞おめでとうございます		9
★支部総会の概要		10
★東北ブロック協議会研修会	米沢支部 山田 英実	12
★支部だより		
二郎系 山形市西部のラーメン屋さん	山形支部 阿部 正幸	13
米沢支部研修会	米沢支部 山田 英実	14
感動を活力にして	北村山支部 菅野 信	15
新庄支部広報	新庄支部 海藤 祐二	15
今年もTSを使った社会貢献事業	寒河江支部 荒木 友博	16
赤川花火大会	鶴岡支部 村田 公平	16
「熊本地震」で感じた事	酒田支部 齋藤 昌尚	17
★新入会員に聞く		18
★平成27年度第2回業務研修会報告	業務研修部 酒井 通裕	19
★会務報告・会員の異動		20
★男の知らない女の話・女の知らない男の話		
『あなたの家族に起きたらどうする?』	伊藤美代子	21
★ほんのひとり言ですが…		
『山形にプロの楽団が2つある理由』	佐藤 昌子	22
★マンガ『様々な事』	b y - H	23
★連載 とおる先生のホームページ		
『破産者が株式を発行会社に譲渡した場合』	奥山税理士事務所 奥山 享	24
★タオル・ファイル・境界立会お願い表紙販売しております		25
★編集室		25



第67回定時総会会長挨拶

会 長 山 川 一 則

若葉が一層色濃くなり初夏の息吹が感じられる今日この頃、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。ただ今、ご紹介頂きました山形県土地家屋調査士会会長の山川一則でございます。本日は、山形地方法務局長 大橋光典様はじめ、多数のご来賓の皆様のご臨席を仰ぎ、第67回定時総会を酒田市で開催できますことは、この上ない喜びであります。ご来賓の皆様には、公務ご多忙の中をご臨席賜り厚くお礼申し上げます。

私が会長に就任し早、5年が経過しました。私自身至らぬ事が多々ありましたが、皆様のご支援とご協力によりまして無事に会務運営を行うことが出来ましたことに、深く感謝申し上げます。

昨年は、一大事業であった新会館の建築と旧司調合同会館の取壊しが無事に完了することが出来ました。お陰をもちまして、新会館が完成し、無料登記相談会と竣工祝賀会が昨年11月に盛大に開催し、県民の皆様にもお知らせすることが出来ました。現在は建設工事のすべてが完了して、公嘱協会と共に新会館での運営を行っております。

土地家屋調査士制度は、制定以来65年が経過しました。権利の客体である不動産の表示を適正に登記簿上に公示することで国民の権利の明確化に寄与することを目的とした制度であり、極めて公共性の高い使命を持っております。また、平成17年の不動産登記法一部改正により筆界特定制度が創設され10年が経過し、申請代理人や筆界調査員として微力ではありますが制度の一役を担って参りました。

日本土地家屋調査士会連合会では、昨年「境界紛争ゼロ宣言」を継続的に発信するとともに、空き家対策に関する取組みの実態調

査などを進め、土地家屋調査士が社会に活躍できる環境整備に向け検討を重ねております。今年度は、土地家屋調査士による筆界の調査能力を向上させ、筆界確認時の「立会要請」や「立会代理」の業務を、法改正により法律行為を制度の中に位置づける施策の検討を進める予定であります。土地家屋調査士が「境界の専門家」としてさらに社会的認知度が向上し、より社会貢献に繋がるようにと期待しているところであります。

県会においては、「境界ADRセンターやまがた」と山形地方法務局の筆界特定室との相談会も継続して開催しており、紛争解決の一助を担ってまいりました。しかし、まだまだ知名度も低く、今後の課題としてさらなる広報活動に力を入れ、県民から受入れ易いADRセンターにして行かなければならないと考えております。

結びになりますが、今年度も引き続き土地家屋調査士の専門的な技術と知識の向上を図るため、会員の研修会を実施すると共に、公開講座や無料登記相談会など広報と啓蒙活動に力を入れて行きたいと考えております。ご来賓の皆様には今後ともご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げ簡単ではありますが私の挨拶といたします。



祝 辞

山形地方法務局長 大橋 光 典

第67回山形県土地家屋調査士会定時総会の開催、誠におめでとうございます。

山形県土地家屋調査士会並びに会員の皆様には、日頃から、登記事務の円滑な運営に、格別の御理解と御協力をいただいているところであり、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

先ほどは、永年にわたり土地家屋調査士会の発展に寄与された方々が、各土地家屋調査士会長から表彰を受けられ、さらに、当職からも表彰させていただきました。受賞された方々に対しまして、心からお喜びを申し上げますとともに、その御功績に対し深く敬意を表する次第であります。

土地家屋調査士制度は、「不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する」ものであり、国民生活に密着した極めて重要な制度であることは申し上げるまでもありません。

会員の皆様方におかれましては、今後も引き続き御尽力いただき、土地家屋調査士制度がなお一層充実していくことを期待しております。

本日は、せっかくの機会でございますので、最近の法務行政をめぐる情勢について申し上げ、皆様の参考に供したいと思います。

はじめに、「東日本大震災からの復興に対する取組について」であります。

甚大な被害をもたらした東日本大震災から、5年が経過しました。この間、会員の皆様には、被災者の方々に対する登記相談をはじめ、建物の職権滅失登記のための調査や、登記所

備付地図の修正作業などに対し、大変な御尽力をいただいているところであり、改めまして御礼を申し上げます。

復興への道はまだ半ばであり、一日でも早い復興実現のため、私ども法務局も一丸となって取り組んでまいりますので、会員の皆様にも、引き続き御協力をお願い申し上げます。

次に、「空家等対策について」であります。

空家等対策については、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士の皆様は、これまでも、積極的に協力をされてきたと承知しております。

法務局といたしましても、総務省及び国土交通省が作成した「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」の中で、市町村が空家等対策のために設置する協議会の構成員の具体例として、「法務局職員」が追加されたことを受け、同協議会に積極的に参加し、法務局職員が持つ専門的な知識を活用し、相続人を含めた所有者の調査方法や建物性の判断、登記の必要性などについて助言することとしています。

また、今後、法務局と土地家屋調査士会及



び土地家屋調査士の皆様と連携して、この問題に取り組む必要が生じることも予想されます。そのような際には是非、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、「オンライン申請の利用促進について」であります。

山形地方法務局管内における平成27年1月から12月までのオンライン申請の利用状況は、不動産登記が57.4%で全国第4位となっており、全国平均を大きく上回っております。これも、会員の皆様の御協力によるものと感謝いたしております。

法務局では、今後とも、オンライン申請の利便性の向上とその利用の促進に取り組むこととしておりますので、引き続き会員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、「法務局の行政サービスの向上のた

めの取組について」であります。

昨年は10月4日（日）に、山形市総合福祉センターで「全国一斉！法務局休日相談所」を開設しました。開設に当たっては、貴会及び会員の皆様の御支援、御協力をいただき、大きな成果を挙げることができました。この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。

昨年度から県内1か所で相談所を開設しましたが、本年度も同様に、10月2日（日）に天童市内で開設する予定としておりますので、引き続き、貴会並びに会員の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日の総会の御盛會を心からお喜び申し上げますとともに、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、祝辞とさせていただきます。

祝 辞

日本土地家屋調査士会連合会会長

林 千 年

本日ここに、山形地方法務局長を始め、多くのご来賓をお迎えし、山形県土地家屋調査士会第67回定時総会が盛會に開催されましたことに、まずもお慶びとお祝いを申し上げます。

また、日頃から会長を初めとして、役員の皆様、そして、会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営につきまして、ご理解・ご協力をいただいておりますこと、誠に心強く感謝を申し上げます。

早いもので、現在の執行部となって1年が経過しようとしていますが、平成27年度の連合会の事業方針大綱を基に活動を重ね、概ね初期の目標を達成できたと考えております。

この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本年4月の熊本地方を震源とする地震では、死者・負傷者、家屋の損壊等、極めて甚大な被害をもたらしました。被災されました会員・ご家族・ご親戚の皆様には心からお見舞い申し上げます。

今回の地震では、地殻変動が大きかった市町村の基準点測量成果の公表が停止されるなど、土地家屋調査士業務にも影響が出ておりますが、登記申請等における取扱いに混乱が生じないように、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、現在、社会的課題となりつつある空

家等の対策につきましては、市町村が設置する協議会の構成員として土地家屋調査士が挙げられており、市町村からの委任を受けて特定空家等に該当すると認められる空家等に対して立ち入り調査を行うことができるとされる等、土地家屋調査士は空家等対策の推進に協力を求められております。これは、土地家屋調査士の存在意義を全国に統一的に示すことができる社会貢献としての絶好の機会でもありますので、更なる活動をお願いいたします。

登記所備付地図の整備について、土地取引の活性化、公共事業や都市再生の円滑な推進といった観点から、極めて重要であるとされており、昨年6月に閣議決定された「経済・財政運営と改革の基本方針2015」に続き、今年の基本方針2016においても、地籍調査と同様に、登記所備付地図の整備の推進等が明記されつつあり、その重要性は各方面に広く認識されるようになってきました。

このように、今や、土地家屋調査士制度は、今日の日本が抱える諸問題を解決するための一役を担う制度として位置づけられているものと考えております。

法務省では、登記所備付地図作成事業を更に強力に推し進めており、平成27年度以降は、従前からの作業の実施面積が拡大されるとともに、特に大都市や地方の拠点都市を対象とする大都市型、東日本大震災の被災地を対象

とする震災復興型の登記所備付地図作成作業が進められています。

連合会では、土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」に取り組んでおり、土地家屋調査士制度が社会において、更に有効に機能するため、引き続き推し進めてまいります。

その他、表示に関する登記申請の完全オンライン申請の実現や不動産登記規則第93条不動産調査報告書の新様式の運用が土地家屋調査士会員に適切に伝えることができるよう、また、制度発足から10年を迎えた筆界特定制度の活用について、法務省と協議を進めながら努めてまいります。

土地家屋調査士業務の充実、発展に向けてのキーワードは、少子高齢化、人口の都市集中、空家問題、そして土地境界の専門家であり、それらは「境界紛争ゼロ宣言!!」を社会に根付かせることにより実現できるものであり、この宣言を引き続き発信していきます。

連合会は、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟でおります。

山形県土地家屋調査士会及び会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日ご列席の皆様のご健勝と山形県土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。



■第67回定時総会概要

日 時 平成28年5月26日(木)
場 所 酒田市「ホテルリッチ&ガーデン酒田」
会員総数 182名
出席者数 171名(内委任状出席90名)
27年度決算 31,597,693円
28年度予算 31,000,000円

平成28年度事業計画**総務部**

1. 会員への指導及び効率的な情報伝達
2. 業務執行体制の検討と事務局機能の充実
3. 土地家屋調査士制度の啓蒙活動
4. 友好団体との連携強化

財務部

1. 予算の適正編成・効率執行
2. 各種保険制度の啓蒙
3. 会の健全財政・資産の管理を図るための検討

業務部・研修部

1. 研修会及び講演等の開催に関する事項
 - ・倫理の向上、業務に関する法令等に関する講演会の開催
2. 業務関係法令、業務に関する調査統計等に関する事項
 - ・表示登記実務研究会の開催
3. 業務の改善、企画、立案に関する事項
 - ・境界鑑定委員会及び「境界ADRセンターやまがた」への支援

広報部・社会事業部

1. 会報の発行
会報「やまがた」の発行
2. 無料登記相談の実施
3. 情報公開(ホームページ)
 - (1)調査士会会則 (2)役員名簿 (3)事業計画方針 (4)一般会計予算書 (5)会務報告
 - (6)決算書 (7)支部に関する事項
4. 制度広報の実施
 - (1)出前講座・市民講座等の実施
 - (2)「境界ADRセンターやまがた」と共同で境界問題に関する広報の実施。また、法務局「筆界特定制度」の広報

■政治連盟第16回定時大会概要

日 時 平成28年5月26日(木)
場 所 酒田市「ホテルリッチ&ガーデン酒田」
会員総数 124名
出席者数 97名(内委任状出席48名)
27年度決算 773,195円
28年度予算 1,233,000円

平成28年度運動方針

山形県土地家屋調査士政治連盟の結成から17年目の年となりました。今年は参院選挙が行われることが決定しております。当政治連盟は、昨今の厳しい経済環境にある土地家屋調査士の地位向上を図るため、調査士会、協会との連携を密にして、国会議員、地方議員に積極的な活動を展開して行きたいと思っております。

これからも、土地家屋調査士制度にご理解いただける議員を一人でも多く増やすべく、政治の場で大いに出番を求め、土地家屋調査士の地位向上を図る。

それが即ち、不動産登記制度と国民の権利の擁護につながるものであり、強いては、土地家屋調査士である我らの困難な状況から脱出し、明るい未来を得る道につながると信じ政治活動を行う。

1. 全国土地家屋調査士政治連盟との連携及び協力・支援を行う
2. 国・県等の議員に土地家屋調査士制度の啓発・広報活動を行う
3. 山形県土地家屋調査士政治連盟の未加入会員へ、当連盟の理解と入会を得るよう努める

受賞おめでとうございます

(順不同敬称略)

山形地方法務局長表彰



今野 繁
(山形支部)



淀川 善浩
(北村山支部)

日本土地家屋調査士会連合会会長表彰



池田 義則
(酒田支部)



長岡 庄一郎
(山形支部)

日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会会長表彰

田中 忍 (鶴岡支部) 清野 政明 (山形支部)
齋藤 稔 (鶴岡支部) 石川 厚司 (酒田支部)

山形県土地家屋調査士会会長表彰

稲毛 睦夫 (山形支部) 梅津 喜博 (米沢支部)
海藤 祐二 (新庄支部)

支部総会の概要

	山形支部	北村山支部	米沢支部
支部長	庄司浩治	横山栄一	柴田千晴
副支部長	稲毛睦夫	淀川善浩	山田英実
会員数	58名	15名	37名
支部総会 日時 場所 参加人数	4月27日(水) PM4:00～ 山形市 「山形国際ホテル」 出席44名、委任状出席10名	4月21日(木) PM4:00～ 大石田町 「あったまりランド深堀」 出席13名、委任状出席3名	4月26日(火) PM1:30～ 米沢市 「伝国の杜第一小会議室」 出席28名、委任状出席7名
平成27年度 決算額	¥850,880	¥597,036	¥639,100
平成28年度 予算額	¥1,790,000	¥890,000	¥1,141,000
支部会員負担金 (年額)	¥8,000	¥20,000	¥5,000
28 年 度 事 業 計 画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法令、実務に関する研修及び法務局との業務打ち合わせ等を行う。 2. 業務に関連する研修を行い、教養を涵養する。 3. 県会主催の非調査士排除の実態調査を行い、調査士業務を確保する。 4. 登記無料相談を行い、調査士業務の広報と奉仕に努める。 5. 公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会およびADRセンターやまがたとの協力、協調をはかる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法令、実務、業務に関する研修等を行い、教養を涵養する。 2. 土地家屋調査士業務の広報と職域の確保に努める。 3. 公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協力、協調をはかる。 4. 他支部、他団体との交流を深める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 表示登記ならびに境界に関する無料登記相談を行い、調査士の広報と奉仕に努める。 2. 法令・実務に関する研修会等を開催し、専門的知識の向上と技術の研鑽に努めると共に、法務局との業務打合等を行う。 3. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協力、協調を図る。 4. オンライン申請等のTif図面添付促進を図り、スキルアップに努める。 5. 支部会員相互の資質の向上と親睦を図り、情報の速やかな共有に努める。 6. 調査士会ホームページの支部掲示板やメールを積極的に活用し業務執行体制の充実と効率的な支部運営により、更なる経費節減に努める。

寒 河 江 支 部	新 庄 支 部	鶴 岡 支 部	酒 田 支 部
石 垣 政 之	高 橋 孝 一	山 本 節 子	渡 部 利 春
奥 山 広 行	早 坂 利 啓	齋 藤 稔	齋 藤 昌 尚
16名	11名	20名	25名
4月26日(火) PM4:00~ 寒河江市 「ホテルサンチェリー」 出席13名、委任状出席3名	4月15日(金) PM3:30~ 新庄市 「大地会館」 出席10名、委任状出席1名	4月15日(金) PM5:00~ 鶴岡市 和風創作料理「べんけい」 出席16名、委任状出席2名	4月26日(火) PM4:00~ 酒田市 味工房「八月」 出席19名、委任状出席6名
¥689,755	¥557,233	¥767,928	¥1,215,851
¥733,867	¥556,000	¥730,000	¥1,321,000
¥20,000	¥15,000	¥15,000	¥18,000
(1) 業務研修会等の開催 ① 登記事務の研修 ② 最新機器のシステムに伴う業務研修 ③ 調査士事務所の情報化についての研修 ④ 表示登記研究会の開催 ⑤ その他 (2) 無料登記相談の開催 表示登記の相談を通して広く広報活動を行う。 (3) その他 支部会員の親睦会等	1. 平成28年4月8日 表示登記の日、記念行事無料登記相談 2. 平成28年4月15日 新庄支部第67回定期総会 3. 平成28年6月未定 支部理事会及び、司・調合同役員会 4. 平成28年7月未定 業務研修会 5. 平成28年12月未定 司・調両支部合同研修会 6. 平成29年1月未定 司・調両支部合同研修会 7. 平成29年2月未定 業務研修会	1. 月例会及び研修会の充実に努め、技術力の強化と品位の向上に努める。 2. 会員の連絡・伝達の円滑化を図るとともに、レクリエーション等を通じて会員同志の親睦に努める。 3. 隣接支部との交流を深め、お互いの情報交換及び両支部会員の親睦に努める。 4. 表示登記の広報活動を活発にする。 5. 支部と県会とのパイプ役『山調会』へ積極的に協力する。 6. 『公共嘱託登記土地家屋調査士協会』へ協力する。 7. 『鶴岡税務署管内資産税関係協議会』へ協力する。	1) 業務研修 1. 一金会 イ 事務連絡 ロ 法令研修 ハ 事務打合せ ニ 事例研修 ホ 測量(土地・建物) 2. 隣接支部との合同研修 2) 打合せ協議 1. 法務局との打合せ協議 2. 県調査士会との打合せ協議 3. 隣接支部との打合せ協議 3) 広報 1. 支部会報の発行 2. 対外PRの充実 3. 登記相談の開催 4) 福利厚生 1. 図書、資料等の配布 2. レクリエーションの開催 5) 公共事業嘱託登記の推進



東北ブロック協議会研修会

米沢支部 山田 英実

突然、常任理事の今野さんよりお電話いただき、「研修会に参加してきてくれ」の一言で、何が何だか理解できないまま東北ブロック協議会の「次世代のための研修会」に新庄支部の佐藤さんと山形支部の岩井さんと参加してきました。

年末の気ぜわしい時期に、仙台市を会場ということで非常に気が重いものでした。

当日は2部構成の研修会で、第1部に①調査士制度と広報活動について、②研修会およびCPDポイントについて、③各会の運営、並びにすべきことについて、④規則第93条不動産調査報告書について、⑤報酬額について、⑥調査士の今後の展望についての6項目のアンケートがとられたものについてディスカッション形式で話し合いました。

続いて第2部に日本土地家屋調査士会連合会副会長の菅原唯夫氏の講演をお聞きしました。

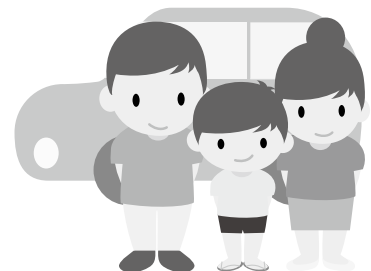
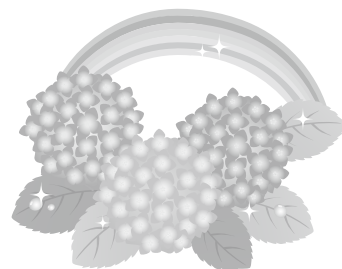
その後、会場を移動して懇親会も行いました。酒が入れば会話もはずみ大変盛り上がりました。

私自身、東北ブロックの研修会は新人研修以来でしたが、東北の仲間と交流し、非常に意識が高く刺激を受けました。

懇親会があるとお聞きしていたのでホテルを手配して挑みましたが、佐藤さんも岩井さんもお帰りになったので、同じく一人になってしまった秋田会の麻生さん（ともに親子2

代目ということで）と3次会まで意気投合して楽しい時間を過ごしてきました。

本会でも様々ご活躍の方がいらっしゃいますが、他会でも率先して活躍されている若い会員がおられますので、若い会員の方々は是非機会をみて参加していただければとお勧めします。



支部だより



二郎系 山形市西部 のラーメン屋さん

山形支部

阿部 正 幸

山形県がラーメン好き県民全国第1位だという事をご存知の方も多いと思いますが、県都山形市、特に西廻りバイパス周辺にはケンちゃん・吉野屋・金ちゃん・寅真・かぐら・さわばた等々、ラーメン愛好家でなくとも幾つかのお店は耳にした事のある有名店が軒を連ねるところです。

ラーメンの好みも人それぞれと思いますが、そのなかで今回紹介したいのが、私もよく足を運ぶ『ぬーぼう三代目』あかねヶ丘にあるお店です。

店主は私と同じ河北町谷地在住で、一つ年上で実家のすぐ近くだった為、小さい頃遊んで貰ったりしました。

店名に3代目とあるのは系列店で3店舗目という事、初代は地元の河北町。2代目は天童市北目にありいずれも繁盛しているお店です。三代目ぬーぼうも昼3時間、夜3時間の営業時間には店外に行列が出来る事もシバシバ。

お店に入る前に食券をタッチパネルで購入するシステムです。(複数注文するときは「続けて購入」ボタンを押さずに「決定」を押してしまうとお釣が出てきてしまうので要

注意です。) ちなみに食券No.77は次回使える無料券が載けます。私は幸運にも2度ゲットしました。

看板メニューは黒中華(麺もスープも真っ黒)・油そば(美味!特製お酢をかける)◎・ガッツリつけ麺(極太麺)等 個性的なメニューが多く、他の2店舗で人気の塩ラーメン・みそラーメンは出していないのが3代目の特徴。

中でも二郎系らーめん(太麺・大きなチャーシュー・野菜ドカ盛り)と称される爆中華(730円)。写真を見ればその迫力がお判り頂けるはず!!(写真は野菜増し+50円)

味はニンニク+こっぴりのパンチの利いた味、焼豚も厚さ1センチ程あろうかというのが2枚!モヤシとキャベツが円錐状にそびえ立ちます。野菜を取分ける器がありますのでご安心下さい。自分は全部食べ切れるかは体調次第です。ちなみにちゃんと大盛りや肉増もあります。

その迫力満点の爆中華、発売当初は3店舗で提供していたのですが、暫くして3代目限定メニューとなっていました。しかし、つい先日初代谷地店に復活したのでお腹が空いたときに最寄りのお店でいかがでしょうか。





米沢支部研修会

米沢支部

山田 英実

例年雪により開盾休業状態（私だけでしょうか……）を余儀なくされる当米沢地区ですが、今年は雪まつり等では雪不足となるほど天候に恵まれました。

昨年末理事会において、冬期間仕事が静かな時期に例年よりも少人数でも良いので数回研修会を実施してみようと検討しておりました。

年明け早々に「PDFの解説と公図編集で資料作り」ということで第3回目を、1月末に第4回目として「CAD研修会」を行いました。

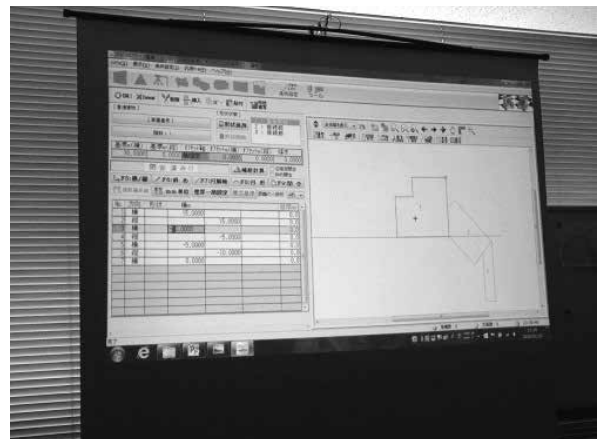
両研修会ともに実務に直結し、とはいえ聞くには聞きづらい内容をざっくりばらんに聞きあうものとなりました。

「PDFの解説と公図編集で資料作り」については、柴田支部長より登記情報提供サービスにより入手した地図等のプロテクトをはずして地目、所有者等を記入する手法を説明いただき、立会申請等に添付する地図等を非常に見やすくきれいに加工できることを教えていただきました。

「CAD研修会」については代表されるCADソフトであるウイングネオ（鈴木智）とブルートレンド（山田）の最新バージョンにおいてどのような操作性であるか、何が出来たようになったか、特殊形状の建物の入力方法等実際に操作しながら聞きあいました。

私自身、ソフトで出来るであろう作業の半分も使いこなせてない状況ですので、同じソフトのユーザー会員より色々教えていただけ、大変参考になりました。

今後も支部という小規模ならではの實務に直結し、スキルを共有できるような研修会を実施できればと思いますので、ご要望あればどしどし提案いただければと思います。





感動を活力にして

北村山支部
菅野 信

1月21日は、北村山支部の第3回研修会がクアハウスで開催された。

講師の板坂さんが、パソコンを開け準備を始めたら、画像の背景に白銀の山脈が映し出された。一会員と、板坂さんが最近登ってきたという北アルプスの話をし始め、私は、研修よりも山の話の方に聞き入ってしまった。

以前、会誌に庄内の会員から提供された月山の紅葉が掲載されたが、今でも鮮やかに目に浮かぶ、素晴らしい景色だった。きっと皆さんと感動を共有したくて、シャッターチャンスを狙い、何度も何度も山に向い、あの傑作が誕生したのだらうと思う。

日頃から測量に携わり、自然と地形に深く関わっている当会員の中には、お二人のように、余暇も充実して過ごされている方々が大勢おられることだらう。

自分は、高校で夏休みの三年間に、生物の先生が募集したメンバーで月山、御所山、鳥海山の登山に参加したのが、山登りの初体験だった。50年前は、未だリフトなどの乗り物も無く近くの山でも、山小屋に泊まりがけで出かけた。装備などは有りあわせの粗末なものであったが、山の上から眺めた山また山の景色と達成感は、それまでの苦労など一瞬にしてかき消してしまう快感であった。だが卒業してからと言うものは、山を見上げる余裕もなく、途方もない年月を過ごしてしまった。

ある時、北アルプスの剣岳で、大石田町に縁のある柴崎芳太郎さんという方が三角点の測量をされていたという本や映画が話題になった。それが山を思い出す契機となり、考えるまでもない、先生が話されていたオゼコウホネを見に、尾瀬の湿原に向った。以来、山登りに膨らむ未体験の不安と期待、初めて目にする感動は、活力の源となっている。



新庄支部広報

新庄支部
海藤 祐二

3月26日、高橋支部長が主催する「土地境界研究会」主催の第3回メディエーション研修会が行われました。講師は前回と同様に山形大学准教授の中西淑美先生に来ていただきました。過去2回は主にメディエーションの理論についての研修でしたが、今回は事例研修を行いました。参加者の方々から実際の事例を出して頂きこれに対して講師の先生から回答して頂く形式で進められました。

我々の日常の業務においても、立ち合いを拒否されたり、境界については問題が無いのに立ち合い自体不調に終わってしまう場合もある中で、我々調査士は実際にどのような行動や対応と取るべきなのか、今回のような事例研修をすることで全体のスキルアップに繋がっていったらと思います。今後も研修会を定期的で開催していく予定です。他支部からも何名か参加して頂きました。誠にありがとうございました。



今年もTSを使った 社会貢献事業

寒河江支部
荒木 友 博

昨年、寒河江市商工会青年部主催の『コモモシゴト』お仕事体験で働くことの楽しさ、大切さを学ぼうというイベントが開催されました。私と齋藤寛司会員と一緒に土地家屋調査士の仕事ブースを作り、有志として参加しました。昨年の来場者数が1,000名と大きな反響を得て、今年も8月21日（日）に開催され、土地家屋調査士をPRできればと考えております。昨年は、TSを使って杭打ちを応用して宝探しゲームをしました。今年も同様にするか検討中ですが、この体験を基に、興味を持っていただければ幸いです。

また、6月4日（土）に最上川ふるさと総合公園にて「花あかり月うたげ」～みんなで創る光のイベント～が開催されます。こちらでも齋藤寛司会員と一緒に、TSを使って25m×25mの寒河江市キャラクターのチェリンのキャンドルアートに挑戦します。子供達にも一緒に手伝ってもらい、初夏の夜を希望の灯りで灯したいと思います。



完成！中心にいるのは荒木会員と齋藤会員です！



写真は今年の様子です。



赤川花火大会

鶴岡支部
村 田 公 平

これから本格的に暑くなってくると各地で花火大会の季節がやってきます。私は縁があり地元鶴岡で開催される赤川花火大会の実行委員会に数年前より携わっております。赤川花火大会は回を重ねるごとに有名になり観客数が増え、昨年の25回記念大会には30万人超の来客数がありました。その中で花火の内容はもちろんですが、設営状況や安全のための保安設備、開催前から大会終了後の通行路の確保、交通渋滞対策、また観覧席の形状等、

規模が大きくなることにより年々検討していかねばならない課題が多くなっております。その為、毎年大会が終わると、次の大会に向け約1年間準備を進めております。(真冬にも花火のことを考えております。)運営側であると花火はあまりよく見ることはできませんが、花火が終わり帰る観客の笑顔は花火よりも素敵に思えます。全国屈指の花火師の方々が集まり、全国でも有名となりメディアでも紹介されるようになってきている赤川花火大会、皆さんも是非一度足を運んでみてはいかがでしょうか。



「熊本地震」で 感じた事

酒田支部

齋藤 昌尚

この文章を書いている6月時点において、庄内地方は衣替えの時期なのに肌寒く、5月の暑さとはうらはらで、異常気象とまでは言わないまでも多少気になる昨今です。

「東日本大震」災以降、今年の4月には最大震度7を2回も観測した「熊本地震」が発生し、現在も群発する余震で熊本や大分の住民を苦しめています。テレビ等の映像でも多数の家屋が倒壊し、活断層によって大きく切

り裂かれた道路や畑が生々しく私たちの記憶に刻み付けられました。

そんな中、友人で静岡市清水区在住の土地家屋調査士と電話で話をしたところ、静岡県土地家屋調査士会は、2009年に静岡県と静岡市及びすべての市町村との間で「災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定」を締結したとの事です。この基本協定には、同調査士会が家屋の被害認定業務に関する応援要請に対応する事のほか、静岡県が家屋被害認定業務について市町村の職員及び同調査士会会員向けの研修会を開催するなどの要項が盛り込まれているそうです。みな様方もご存知でしょうが、このような災害等で被害を受けた建物に対して支援金の支給や災害保険の認定、被害者生活再建支援法の適用などを申請するためには、家屋被害認定調査により自治体が発行する「り災証明書」が必要となります。調査には通常自治体の職員が行うのですが、大規模な災害時には、人手不足になることが懸念されています。その際に県や市町村職員と土地家屋調査士が連携して家屋被害調査にあたる事を約束する協定との事です。

山形県ではまだそのような動きはないようですが、静岡会は東日本大震災以前の2009年に既に県と協定を締結している事をおかんがみると早急に対応すべきと考えますが一考願います。

大災害時には民間ボランティア活動や義援金等個人でできる対応も大切ですが、早期の「り災証明書」の発行は被災者救済にとって大きな援助となることを「熊本地震」を見て感じました。

新入会員に聞く



開業ご挨拶

米沢支部

木村 昌 弘

はじめまして。本年4月より土地家屋調査士として登録し山形県土地家屋調査士会に入会しました木村昌弘と申します。これまでは同じ米沢の猪口春生登記測量事務所のスタッフとして16年程勤務してまいりました。その間猪口先生はじめ多くの方よりご指導を頂きましたことに感謝致します。まずは土地家屋調査士としての新たな一步を踏み出せたことに多くの不安と少しの期待を感じているところです。

最近では業務に直接関わることからそれ以外のことまで全て自分一人でこなすことの大変さを少しずつ実感したり、お客様と話した内容が本当に正しかったかどうか心配でその都度後から書籍を開いて確認してしまったり、土地家屋調査士として開業したが故の重圧にさらされている毎日です。

本格的に業務をこなしていくのはまだ先になると思いますが、先輩方がこの地で長年にわたり築いてこられた土地家屋調査士への信頼を貶めることのないよう普段から努力してまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひします。





平成27年度第2回業務研修会報告

業務研修部 酒井 通裕

3月4日山形市「山形ビッグウイング」4階中会議室において、午後1時10分から午後4時40分まで平成27年度第2回業務研修会が開催されました。その研修は2部構成になっており、第1部は、「マイナンバーと年金について聞く」で、講師は山形県社会保険労務士会山形支部長相馬勝博氏です。第2部は、「不動産登記規則第93条ただし書調査報告書の様式改定について」で、講師は日本土地家屋調査士連合会理事業務部次長佐藤保氏です。

第1部、先ず、マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。マイナンバーは、一生使うもので、番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されない。マイナンバーは、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現というメリットがある。平成28年1月から、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。ここで注意しなければならないことは、マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の定められた行政手続きにしか使えません。例えば、住民票の請求とか、身分証の替りという使い方はできません（現時点）。つまり、本人確認のための書類が別途必要になります。

この制度の目的は納税や社会保障の事務を効率化することですが、それだけではありません。少子化と経済の低成長で年金財政の将

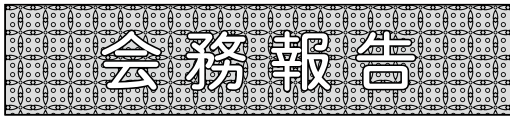
来は暗いため、年金受給者の所得を把握する目的もあると考えられます。さらに、所得だけでなく資産まで把握されるおそれがあります。ですから、マイナンバー制度についてはこれからも注意していく必要があるでしょう。

次に第2部は、私たち土地家屋調査士に直接関わる問題です。不動産登記規則第93条ただし書調査報告書の様式改定についてです。一応、9月16日まで現行様式と併用できますが、すぐにでも、新様式で作成して欲しいのです。講義は、資料に基づき注意点を説明していく形式で行われました。

主な改正点は、重複項目を再検討し効率的に作成できるようにしたこと、チェックボックスを増やし選択するだけで済むようにしたこと、筆界関係の項目を重点的に記入するようにしたこと、などです。

なお、現場は多種多様であることから、新様式にまだまだ記入の仕方に配慮すべき点がある。それ故に会員一人ひとりのモデルケースを検討しながら記入例をまとめていくべきと考える。

最後に、興味深い問題点を提起して講義していただいた講師の先生方並びに事務局の皆様は厚く御礼を申し上げますとともに、私自身自己研鑽を重ねていかねばならないと、痛感しました。絶ゆまぬ努力することが自分自身の糧になると、自分自身に言い聞かせながら、筆を置きます。



12月

16日 東北ブロック協議会「役員の後継者育成のための研修会」 於仙台市

平成28年 1月

8日 第10回常任理事会

13日 } 第2回全国会長会議 於東京都
14日 }

16日 東北ブロック協議会「合格者のための開業ガイダンス」 於仙台市

〃 東北ブロック協議会第4回理事会

20日 第5回理事会

26日 東北ブロック協議会研修会 「不動産登記規則第93条調査報告書」について 於仙台市

29日 第2回総務部会

〃 第3回広報・社会事業部会

2月

5日 } 第11回土地家屋調査士特別研修
6日 }
7日 }

10日 第11回常任理事会

15日 第2回表示登記実務研究会

17日 境界鑑定委員会主催研修会

22日 } 東北ブロック協議会新人研修会
23日 } 山形市「ホテルメトロポリタン山形」
24日 }

24日 東北ブロック協議会第6回理事会

26日 山形県弁護士会定期総会懇親会

29日 山形地方法務局との打合せ

3月

4日 第2回業務研修会

11日 第12回常任理事会

23日 第6回理事会

4月

14日 期末監査会

〃 第1回常任理事会

15日 新庄支部定時総会

〃 鶴岡支部定時総会

20日 東北ブロック協議会第1回理事会

21日 山形県測量設計業協会通常総会

25日 合同役員会

26日 米沢支部定時総会

〃 寒河江支部定時総会

〃 酒田支部定時総会

27日 山形支部定時総会

5月

9日 第2回常任理事会

20日 岩手協会30周年記念祝賀会 盛岡市

26日 第67回定時総会

酒田市「ホテルリッチ&ガーデン」

27日 山形県司法書士会定時総会

山形市「山形グランドホテル」

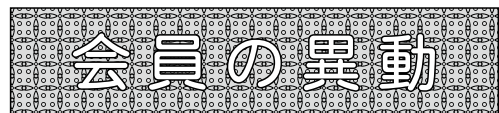
〃 山形県宅地建物取引業協会50周年記念式典

山形市「ホテルメトロポリタン山形」

〃 山形県社会保険労務士会定時総会

29日 山形県行政書士会定時総会

村山市「碇点温泉」



◎入会者

木村 昌弘 (米沢支部) 平成28年 4月11日

◎補助者解職

岩田 吉明 (山形支部) 後藤 賢重

木村 昌弘 (米沢支部) 猪口 春生

男の知らない女の話 女の知らない男の話

あなたの家族に起きたらどうする？

月刊「ほいづん」編集・発行人
伊藤 美代子

3月1日、他人事でない裁判判決が出た。07年、認知症の男性（当時91歳・要介護4）が自宅から抜け出し、列車にはねられ死亡した事故で、JR東海は家族に監督義務を怠ったとして720万円の損害賠償請求を起こしたのだ。妻がついとうとしたすきに外出し、踏切内に入った事故だった。判決は起訴猶予。家族に責任はないというものだった。

これを聞いた友人は「列車にはねられて死んだのだったらJRがお金を払うのでないの？なぜ遺族が払うの」と驚いていた。でもなあ、飛び込んだわけでないし、運転士のよそ見でもない。責任はどこに？というわけだった。

2025年には3人に一人が認知症になるそうで、我々おばさんのおしゃべりは「あれよあれ」「名前なんだっけ」と怪しい言葉が飛び交う。今からそうなんだから、後期高齢者になってもっと進むだろうと、今から怯えてしまう。

それにしても、認知症の家族がいる人は大変だ。いうことを聞かない、不潔になる、薬を飲まない、食べてばかりいる、夜眠らない、物をとったと犯人扱いをする等、それぞれの症状がある。ケアマネが来るときだけしっかりする。突然まともになる。などなど、数え上げたらきりがなし。家族は24時間営業みたいなもので、疲れてしまい、平常心で介護できるのは3日が限度だという。

「鍵をかけたつもりなのにいつの間にか外に出てしまうの。あんな高いブロック塀をどうやって乗り越えたのだろうか」と義父の徘徊に悩

んだ友人は言う。専門家によれば塀をよじ登るときは頭も体も50代（個人差有）になるのだそうで、ドアを外すのも朝飯前。私たちの上を行

くのだそうだ。あとをつけたら信号が赤のときはちゃんと止まり、交通事故には遭わなかったと感心していた。

しかし、踏切に入って事故死した挙句、監督責任を問われ損害賠償を請求されたらどうするか。この事故は認知症の人を持つ家庭に大きな衝撃を与えた。離れて暮らす息子にも責任があるといい、介護をしていた妻に責任があるといわれたらどうするか、他人事ではなかった。

名古屋地裁は一審で妻と長男に請求通りの支払いを命じ、二審では妻だけに360万円の支払いを命じた。JR東海と家族が上告し、3月1日の最高裁判決で賠償の責任がないという判決を言い渡した。

もし家族に少しでも責任があるといったら全国の認知症を介護する家族は、座敷牢に閉じ込められるしかなくなるではないか。むかし「ほけ」は外に出すなと言われていたから、家族は大変だったのだ。虐待が息子や嫁に多いのは、介護責任を一身に押し付けられていたからだと思う。

事故や裁判が報じられると「徘徊」への関心が一気に高まった。介護の社会化の一つといえる。

「でもねえ、いままで列車飛び込み自殺なんて聞き流していたけど、飛び込んだら損害賠償が生じるんだ。うちの旦那には列車にだけは飛び込まないように言っておこう」という友人の言葉に、一同真剣にうなずいたのだった。

伊藤 美代子

1948年、山形市生まれ。月刊「ほいづん」編集・発行人。FM山形番組審議委員長など、2004年4月からラジオモンスターで介護保険のラジオ番組を担当している。



ほんのひとり言ですが…

山形にプロの楽団が2つある理由

人口25万人程のこの街にプロのオーケストラが2団あるって知っていますか？一つはご存知『山形交響楽団』と、もう一つは2010年に発足した吹奏楽のオーケストラ『プロウィンド023』。某フリーペーパーの取材で2つの楽団を取材させていただいた。

現在、山響の常任指揮者で音楽監督を務める飯森範親さんのことばを借りれば「プロの楽団が存在していること自体が奇跡的」なこと。同楽団でソロコンサートマスターを務める高橋和貴さんと飯森さんが最初に持った山形の印象は、「ドイツの田舎町とどこか似ていて、初めてなのに懐かしさを感じる街だった」ということ。「ヨーロッパの都市と山形が似ている？社交辞令？」と思いつつも、そう言われると山形の住民として悪い気はしないわけで……。ところが、社交辞令でも盛った話でもなく、率直な感想のようなのだ。

飯森さんは「自然、人、食べ物……それによって培われたオーケストラの響き……ドイツの楽団と共通するものがありました。」高橋さんも「高い建物があるわけでもなく、四方に山々が見えるちょっとした景色がヨーロッパの山間の小さな町と雰囲気似ている。響きもヨーロッパのオーケストラのような、例えて言うなら、ドイツの中でも東部にある田舎町のオーケストラという感じ。」だと。

「山響との初めての出会いは18年前。当時は山響の存在は知っていたけど、首都圏や他県に対して全く姿が見えない楽団でした。いざ、客演として来てみると県民会館はほぼ満席。山響のモチベーションと技術の高さに驚きました。」という飯森さん。「コンサートでは、山形の人たちの音楽への向き合い方にシンパシーを感じます。音楽会の雰囲気を作り出すには聴衆の雰囲気が重要。プレイヤーと観客とが一体になったときに出る奇跡的な音の瞬間というのがあって、その音を引き出してくれる山形の人たちの感じが凄い！」と高橋さん。世界に通用する音楽家たちが身近にいて、その彼らが山形の音楽シーンを盛り上げよう

としている…なんてぜい沢なことだろう。

『プロウィンド023』は、『山形にゆかりのある人で、山形のために、山形で演奏会をしたい。音楽で山形を盛り上げよう！』と、山形交響楽団首席トランペット奏者・井上直樹さんの呼びかけによって発足した吹奏楽の楽団。

「吹奏楽をずっとやってきた人たちが東京で音楽を学び、プロの演奏家として生計を立てられるようになって、いざ山形に戻ってきても演奏する場がない。様々な面でサポートしてくれた両親や中学・高校の恩師に自分達の演奏を聴いてもらえたらいいのに。」と考えていた井上さんは、時間をかけて演奏家たちに思いを伝えていった。団名の『023』は山形市の市外局番。県外の人たちよりも『山形で、山形人による山形のための音楽会』がコンセプト。吹奏楽でプロになりたいという山形の子どものために道筋をつける役として、また、世界に羽ばたいた演奏家たちが山形に帰った時の心の拠り所として身近に感じてもらえる存在でありたいと活動を続けている。指揮は、現在、山形交響楽団正指揮者、日本で最高峰の吹奏楽オーケストラである東京佼成ウインドオーケストラの正指揮者の大井剛史さんが務める。定期公演には60人もの山形にゆかりのある全国で活動している演奏家が集まり、毎回圧巻の演奏を聴かせてくれる。山形で誕生した吹奏楽オーケストラのシステムは東北にも広がりつつあるようだ。

2つの楽団に共通するのは、プレイヤーと観客との距離感が近いということ。芸術文化が根付いている環境を心から誇りに思い、聴く側として応援しようとあらためて思った。

佐藤 昌子

アトリエ・ミュージック企業組合 副理事
Produced by Maw-Maw(マウマウ)代表



企業の情報誌、フリーペーパーの編集や布小物の企画・販売を手がけながら「気持ちの良い暮らし方」を提案している。<http://www9.ocn.ne.jp/~mawmaw/>

とおる先生の ホームページ



奥山税理士事務所
所長 奥山 享

破産者が株式を発行会社に譲渡した場合

Q：破産者が、破産財団を通じて株式を発行会社に譲渡した場合の取扱いが公表されたとか。どのようななるのですか？

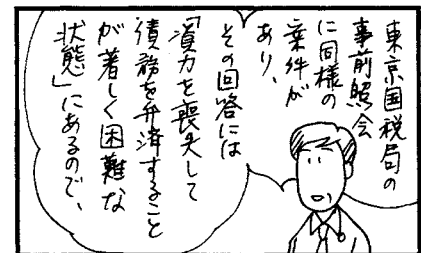
A：非課税所得となります。

【解説】

さきごろ、東京国税局に同様の事前照会があり、次のような回答をしました。

照会では、会社の株式を所有している取締役が、所得税法第9条第1項第10号の「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」な状態に陥り、裁判所から破産手続開始の決定を受け、その株式が破産財団に組み入れられたけれども、株式が非上場会社のものであることから、市場で売買することが困難であり、発行会社が時価で買い取ったというものです。

通常であれば、会社の株式を発行会社が買い取った場合、株式を譲渡した人が、交付を受ける金銭等の額が会社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式等に対応する部分の金額を超える場合のその超える部分（みなし配当部分）の金額は、所得税法上配当とみなされ、その超える部分以外の部分は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされるのですが、この場合においては、株式を譲渡した人が、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難な状態にあることから、所得税法第9条第1項第10号の規定が適用され、配当所得も譲渡所得もいずれも非課税所得に該当するとしました。



プロフィール

奥山税理士事務所 所長・税理士、有限会社奥山経営センターおよび株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ山形代表取締役社長、山形県中小企業経友会事業協同組合（山形県知事認可）の代表理事。

現在、税理士、ファイナンシャルプランナー、医業経営コンサルタント等として会計、税務、医療、資産運用のコンサルタント業務。各地の法人会、商工会、各業界セミナー、講演会、企業内教育の実施。

(公社)山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会顧問。

タオル・ファイル・境界立会お願い表紙 販売しております



タオル
150円



ファイル
300円



境界立会のお願い表紙
1枚 25円

編集室

みなさま温泉は好きですか。私は温泉が大好きです。一年365日中、360日位は温泉に行っています。仕事や運動の後ですが、夏は汗をかくので日に2回入る時もあります。場所は山形市にある「かすみが温泉」、霞城公民館の隣の建物1階にあります。料金は1回200円、もう一箇所、天童総合運動公園の温泉、トレーニングジムの南にあり、料金は1回110円、両方ともかなり安い料金設定で利

用しやすいですね。そのほかにも河北町にある「雛の湯」こちらは1回250円ですが、回数券を買えば12回分で2500円と2回分ついてきます。

山形県内いろんな温泉がありますが、毎日利用するとなるとできるだけ安いほうがいいですね。夏場仕事終わりにでもリラックスする時間として活用してみてもどうでしょうか？

編集委員 倉知

土地家屋調査士 やまがた 夏号

第190号

発行 山形県土地家屋調査士会

平成28年7月 発行

〒990-0041 山形市緑町一丁目4番35号

TEL (023) 632-0842 FAX (023) 632-0841

URL: <http://www.chosashi-yamagata.or.jp> E-Mail: green@chosashi-yamagata.or.jp

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱
損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1カ月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 **有限会社 桐栄サービス**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL:**03-5282-5166** FAX:**03-5282-5167**

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。

もう安心ですね、ネットワークのこと。

beatはプロのスタッフが支えるネットワークセキュリティサービス

- ◆ システム管理者の負担を軽減
- ◆ ウィルスやスパイウェアの脅威から保護
- ◆ 不正アクセス防止
- ◆ インターネット、Eメールを安全に利用
- ◆ その他オプションにより、必要に応じて機能拡張



beat Hello!
Broadband
Communication

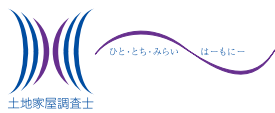
beat/basic サービス
月額18,800円～(税別)
※ご契約時には別途料金
60,000円(税別)がかかります

信頼できるネットワーク環境の提供を通して、お客様のビジネスや業務を強力に支援します。お気軽にご相談下さい。

情報セキュリティ国際規格「ISO27001」認証取得

山形ゼロックス 株式会社

本社/〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目17番48号 TEL 023(624)2468
<http://yamagata-xerox.co.jp/>



山形県土地家屋調査士会

URL <http://www.chosashi-yamagata.or.jp>